

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク
魅力体感ツアー企画運営業務
企画提案競技

実施要領

1 業務の目的

宮崎県と大分県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、平成29年に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録されているが、本地域の魅力である山岳地形は非常に険しく、その魅力が十分に伝え切れていないところであり、認知度向上や誘客促進につなげることが課題となっている。

そこで、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの特徴や魅力を体感し学ぶ機会を提供するツアーを実施し、ツアー参加者によるSNS等での情報発信により認知度向上を図るとともに、このエリアへの観光誘客に関する今後の可能性について検証する。

また、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの代表的なスポットをツアーコースに組み込むことで、ツアー実施後の検証結果を現在検討中の周遊ルート設定に向けた資料として活用する。

2 業務概要

(1) 主な業務内容

- ・ツアーの企画（ツアーコースの設定等）
- ・ツアー実施に係る募集等の運営全般
- ・ツアー参加者のアンケート等のとりまとめ
- ・ツアーに関する記事の作成・掲載
- ・ツアー効果の検証

(2) 業務のスケジュール

スケジュールは下記を予定している。なお、詳細は受託事業者と協議の上決定する。

- | | |
|-----------------|-------|
| ・令和元年10月下旬 | 契約締結 |
| ・令和元年11月～令和2年1月 | ツアー実施 |
| ・令和2年2月上旬 | 効果検証 |

3 業務委託の内容

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力体感ツアー企画運営業務 仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

5 予算上限額

2,900,000円（消費税および地方消費税を含む）

※ この金額は、提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない

※ 上記金額は、別添仕様書に明記した企画内容の履行までに要するすべての経費を含む

6 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 担当 長倉、押川

〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1

電話：0985-26-7035 FAX：0985-26-7353

メール：nagakura-yuki@pref.miyazaki.lg.jp

7 企画提案競技参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2に規定する第一種旅行業務又は第二種旅行業務の登録を行なっている者。
- (3) 宮崎県内に本社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。
- (4) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。
- (8) 県税に未納がない者。

8 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 公告 | 令和元年 9月 6日（金） |
| (2) 事前説明会 | 令和元年 9月13日（金） |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和元年 9月24日（火） |
| (4) 質問書受付期限 | 令和元年 9月27日（金） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和元年10月 3日（木） |
| (6) 審査（プレゼンテーション） | 令和元年10月15日（火） |
| (7) 審査結果通知 | 令和元年10月18日（金） |

9 仕様書等の配布場所及び配布期間

- (1) 配布資料
 - ア 本要領
 - イ 仕様書
 - ウ 審査基準表
 - エ 契約書（案）
- (2) 配布場所 本要領6の場所
- (3) 配布期間 令和元年9月6日（金）から9月24日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
※ 配布資料については、上記期間中宮崎県ホームページからダウンロードができる。
【ホームページアドレス [http://www.pref.miyazaki.l\(エル\)g.jp/](http://www.pref.miyazaki.l(エル)g.jp/)】
※ 資料の郵送を希望する者は、本要領6の事務局まで問い合わせること。

10 事前説明会

- (1) 日 時 **令和元年9月13日（金） 午前10時から**
- (2) 場 所 宮崎県庁附属棟3階305号室
- (3) 参加申込 事前説明会への参加を希望する場合は、事前説明会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、本要領6の問い合わせ先にFAXまたは電子メールにより申し込むこと。

- (4) 申込締切 令和元年9月12日(木)午後3時(必着)
(5) 留意事項 参加人数は、各団体2名までとする。なお、事前説明会に参加しない場合でも、企画提案競技への参加は可能とする。

11 企画提案協議への参加申込み

本企画提案協議に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 提出場所 本要領6の場所
(2) 提出期限 令和元年9月24日(火)午後5時まで(必着)
(郵送の場合も必着とする。)
(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
(4) 提出書類
ア 企画提案競技参加申込書(様式第2号)
イ 代理人を選定した場合は、委任状(様式第3号)
(5) その他
ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。
イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、中山間・地域政策課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日(土曜日、日曜日を除く。)までに連絡が無い場合には、問合せること。
ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を持参又は郵送により提出すること。
また、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。
エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

12 質問及び回答

- (1) 質問
ア 質問書の提出方法
本業務に関し質問がある場合は、質問書(様式第5号)を提出すること。
提出方法は、本要領6の担当課へFAX又は電子メールにて行うこと。
イ 受付期限
令和元年9月27日(金)午後5時まで(必着)
(2) 回答
原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内(土曜日及び日曜日を除く。)に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

13 企画提案書の作成及び提出書類

- (1) 提出書類
下記アからオを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。
ア 企画提案競技申請書(様式第6号)
イ 会社概要(様式第7号)
ウ 企画提案書
エ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力体感ツアーに係る見積書
見積書の様式は任意だが、積算内容を明記すること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。

なお、企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。
宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

オ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績

(2) 企画書の提出方法

ア 提出場所 本要領6の場所

イ 提出期限 令和元年10月3日(木)午後3時まで(必着)

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成にあたっての留意点

ア 企画提案書はA4判(やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可)で概ね10ページ程度とし、提出部数は6部(正本1部、副本5部とし、正本には押印すること。)とする。
パンフレット類等の添付資料も6部準備し、別綴りとする。

イ 企画提案内容

審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。なお、審査基準表に記載されていないアイデア等はその旨がわかるよう工夫すること。

ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

カ 作成したテンプレート等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

14 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、最も優れた提案を選定する。

なお、審査は、県職員等で構成する審査委員会で行う。

(1) 審査

参加資格を満たす提案者は、直接プレゼンテーション審査となるが、明らかに参加資格がないと認められる提案者については、事前にその旨通知され、選考に進むことができない。
書類審査で選定された提案者を対象として、企画書等をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

日程は、令和元年10月15日(火)午後2時からを予定している。

ア 各提案者のプレゼンテーション時間は30分程度(説明:20分以内、質疑応答:10分程度)とする。

イ 原則としてプレゼンテーションの順番は企画書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書をもとに実施すること。

エ 審査会場への入場者は原則4名以内とし、主たる説明者は当該業務の責任者又はそれに準ずる者とする。

オ 宮崎県ではプロジェクター及びスクリーンを各1台準備する。各提案社は、必要に応じてパソコンや追加のプロジェクター、スクリーン、インターネット回線等を準備すること。

カ 審査基準は、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力体感モニターツアー企画運營業務委託仕様書」「審査基準表」による。

キ 全プレゼンテーション終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

15 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

16 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

17 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については宮崎県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。